



「統計は 未来を支える おくりもの」

※令和5年度「統計の日」標語(特選作品)

あなたも統計調査にたずさわってみませんか！

# 静岡市統計調査員 の手引き

令和6年6月21日

静岡市 総合政策局 企画課 統計分析係

(電話 054-221-1024 平日8:30~17:15)

静岡市では、  
老若男女約600人が「統計調査員」として  
活躍しています。

※「統計調査員」とは・・・

- 統計調査の際、調査票の配布・回収などを行います。
- 調査対象（世帯や事業所）と直接やりとりする責任ある重要な任務を担います。
- 長年の調査活動等を功績として、国等から表彰される制度もあります。
- 不定期・季節的なお仕事なので、御自身の都合に合わせて従事できます。

興味を持たれた方、  
この冊子を お開きください！！



静岡市 統計調査員 検索



## < 目 次 >

1	統計調査員とは	2
2	統計調査員になるための手続き	3
3	統計調査員の仕事	4
4	統計調査員が担う役割と重要性	5
5	統計調査員の待遇など	5
	(1) 統計調査員の身分	
	(2) 統計調査員の報酬	
	(3) 統計調査員の災害補償	
	(4) 統計調査員の義務	
6	統計調査員の表彰制度	8
7	統計調査員の研修	8
8	統計調査員が関わる統計調査	9
9	従事希望調査	10
10	様式集	10
	【参考】様式1～4	11

### 【問合せ先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1  
静岡市 総合政策局 企画課 統計分析係  
(静岡庁舎 新館9階)  
電 話 054-221-1024  
(平日 8:30~17:15)  
メー ル toukei@city.shizuoka.lg.jp

## 1 統計調査員とは

統計調査員は、各種統計調査の調査対象（世帯・事業所等）を訪問し、「調査対象名簿の作成」「調査対象者へ説明」「調査票の回収」「調査票の点検」などの業務を行います。

⇒統計調査員が回収した調査票は、「統計」としてまとめられ、統計調査の結果として世の中に公表されることで、国や地方公共団体を始め、様々なところで広く利用されています。

また、統計調査の結果を利用して実施される施策の方向性にも影響を与えることになります。

### 《代表的な統計調査》

- ・国勢調査（全ての世帯を対象とした調査）
- ・経済センサスー活動調査（全ての事業所を対象とした調査）

- ◆調査員業務中の身分は、国、静岡県または静岡市の非常勤の公務員です。
- ◆長年の調査活動等を功績として、国や県から表彰される制度があります。
- ◆不定期・季節的なお仕事なので、御自身の都合に合わせて従事できます。

### ～先輩調査員からのメッセージ～

『調査員の仕事を始めてから、テレビや新聞のニュースが面白くなりました。政治や経済などの世の中の動きと、自分がつながっていると実感できます。』

『回答する人と信頼関係を築いて調査に協力してもらうので、コミュニケーションが大切です。いろいろな人と笑顔でお話することは、自分のスキルアップにもなりますし、自信もつきます。』

### 『統計調査員登録制度』について

統計調査員の募集方法として、統計調査の従事希望者を事前に登録する『統計調査員登録制度』を採用しています。この制度に基づき統計調査員として市に登録された方を、『登録調査員』といいます。

## 2 統計調査員になるための手続き

### 【1】統計調査員の登録要件を確認します。

次の条件に該当する方は、統計調査員として登録できません。御了承ください。

- ①選挙に直接関係する方（例：選挙事務所職員、選挙運動員、立候補者）
  - ②警察に直接関係する方（例：警察官）
  - ③暴力団員その他の反社会的勢力に関係する方（例：暴力団員、暴力団関係者）
- ※税務に直接関係のある方（例：徴収職員、徴税吏員）は、一部従事できない統計調査があります。

### 【2】「静岡市統計調査員の手引き」（この冊子）をよく読みます。

この手引きを一通り読んで、統計調査員の仕事等を御確認ください。  
不明点がある場合は、統計分析係までお電話ください。

### 【3】申込フォームに入力 または 統計分析係までお電話ください。

○申込フォーム

<https://logoform.jp/form/79j2/555497>

○電話申込

統計分析係（☎054-221-1024）までお電話ください。



### 【4】面談への御参加をお願いします。

オンライン（Zoom）または対面（静岡庁舎）での面談となります。

### 【5】市からの登録完了通知を受け取ります。

登録が完了すると後日、静岡市から『静岡市統計調査員登録完了通知』（15 ページ）がメールまたは郵送されますので、大切に保管して下さい。

※住所変更等、登録後に変更が生じた時には『変更届』（13 ページ）を郵送下さい。

### 【6】市から従事意向確認の電話がきます。

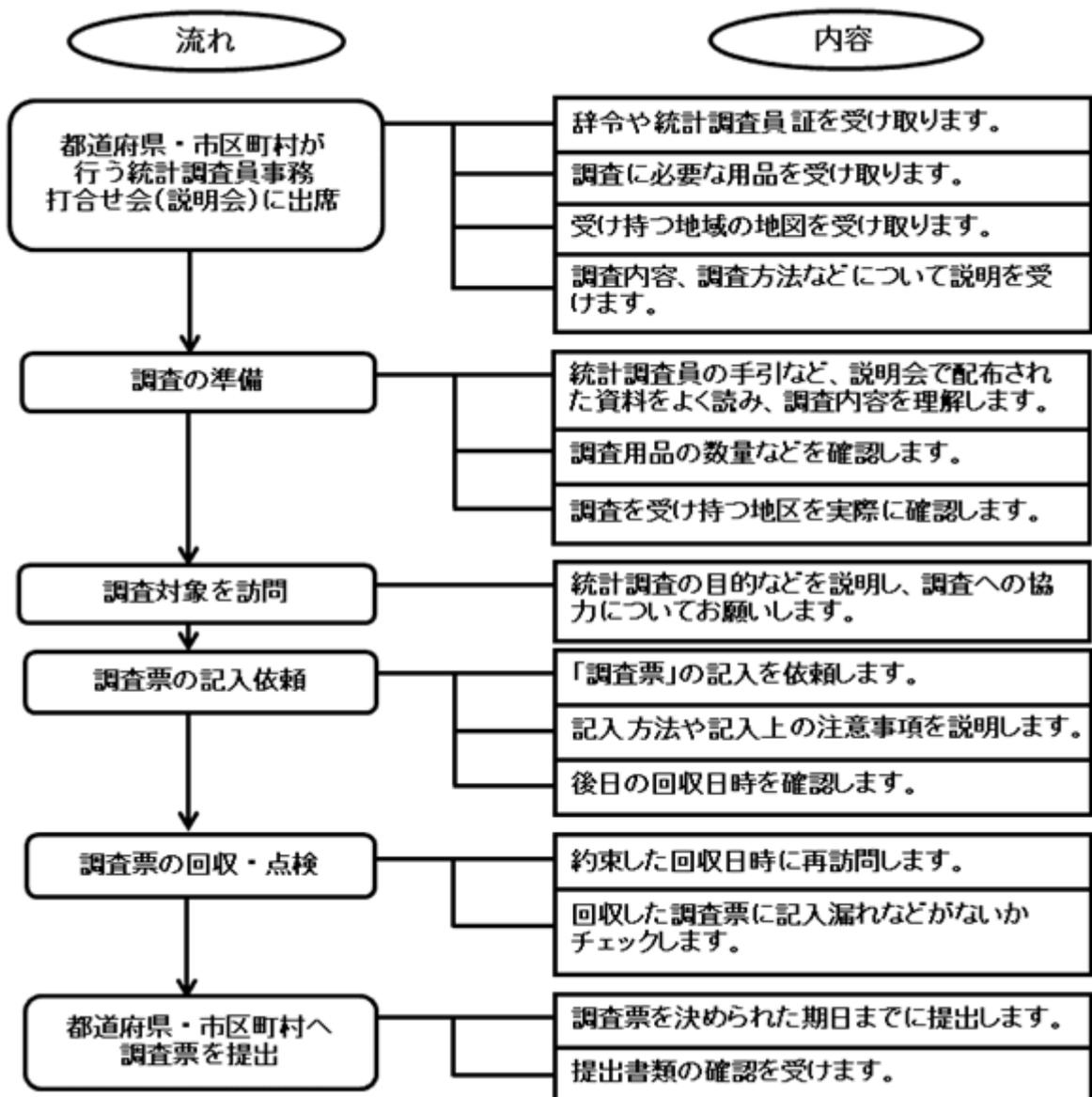
統計調査によって調査対象となる地域等が異なるため、従事希望が合致する調査員を市で選定し、電話で従事意向を確認して調査員を決定しています。

市から電話がきたら、統計調査の内容や期間等を確認し、従事可能な場合は調査員業務をお願いします。（調査員が多数いる地域もあります。電話がこない場合もありますので御了承ください。）

いよいよ・・・統計調査員の仕事がスタートします！

### 3 統計調査員の仕事

- ①市の連絡を受け「説明会（統計調査ごと）」に出席します。  
「説明会」の参加目的は、以下のとおりです。
  - ・統計調査の目的・心構え、個人情報への取扱い等を理解する。
  - ・調査票の記入要領を確認する。
  - ・統計調査の各種用品を受け取る。
- ②「説明会」から帰宅したら、配布資料を読んで復習します。
- ③「実査（実際の統計調査）」は、「調査対象名簿の作成・補記」「事業所確認」「事業所・世帯へ説明」「調査票の配布」「調査票の回収・点検・整理」です。
- ④調査書類を市へ「提出」して仕事が完了します。



## 4 統計調査員が担う役割と重要性

「調査対象（事業所や世帯）から調査への理解や協力を得る」役割が一番重要です。  
丁寧な対応をして、気持ちの良い回答を引き出しましょう。

- ◆調査対象（訪問先の事業所・世帯）の中には、統計調査に不慣れな方もいます。訪問を受けて初めて、調査対象と知って、不安感や、多忙など様々な事情により協力を得ることが難しい場合もあります。
- ◆統計調査員は、「訪問し対応する」という最も基本的で重要な役割を担うので、調査対象にとっては「調査の代表者」です。  
このため、丁寧な対応をして信頼され協力を得ることが大切になります。
- ◆回収した調査票は「統計調査結果」として公表されます。  
一人一人の気持ちの良い対応で、統計調査の精度は支えられています。

## 5 統計調査員の待遇など

### (1) 統計調査員の身分

身分は、国、静岡県または静岡市の非常勤の公務員です。

- ◆統計調査員は統計調査の度に大臣、県知事または市長から任命される非常勤の公務員で、法的規定は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 14 条に基づきます。
- ◆職務の特殊性のため、一般の公務員と異なる取扱いをしています。  
例) 営利企業の従事制限はないので、兼職（自営、民間企業の正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー若しくはアルバイト等）も法律上認められます。

※ただし、お勤めの方は、勤務先の上承が必要な場合もあるので、登録申込み前や統計調査の従事前<sup>に</sup>勤務先へ確認しておきましょう。

## (2) 統計調査員の報酬

統計調査員の報酬は、統計調査ごと、都道府県・市区町村ごとに異なります。主に調査区数・世帯数（世帯が対象の調査）、調査票の回収状況（事業所が対象の調査）により決まります。

- ◆統計調査員には、調査活動に従事した対価として、報酬が支払われます。報酬額は、統計調査の種類、調査活動に係る調査票の回収状況等に応じて、国又は静岡県が法令等により定めた指定額を基とし、静岡市が独自に定めています。

## (3) 統計調査員の災害補償

統計調査員には、公務災害が適用されます。  
ただし、任命期間中の調査活動による等、条件があります。

- ◆統計調査員は、任命期間中の調査活動で災害（例えば転倒事故）に遭った場合、法令等の規定に基づき公務災害補償を受けることができます。

※ただし、任命期間中の調査活動でも、調査活動以外（回収ついでの買物等）は、公務災害補償認定されないことがあります。

※自動車・バイクを使用時の事故は、原則として個人の任意保険での対応となります。



調査活動中、災害（事故）に遭ったら、  
すぐに統計分析係に電話ください。

※公務災害の場合の治療費は、御自身の保険では  
支払いできませんので御注意ください。

#### (4) 統計調査員の義務

統計調査員には、秘密を守る義務があります。

秘密を漏らしたときは、罰則が適用されます。

◆統計調査員は、守秘義務（調査内容や知りえた事実を外部に漏らさないこと）  
があります。（統計法第41条第5号）

※守秘義務は、統計調査員を辞めた後でも適用されます。

→ 調査対象は、他人に知られたくない事項にも安心して回答できます。

※なお、統計調査員が秘密を漏らした場合は、100万円以下の罰金など  
統計法第57条第2号、第59条等の規定のとおり処罰されます。

第41条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

1～4（略）

5 地方公共団体が第16条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

1（略）

2 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

第59条 第41条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 6 統計調査員の表彰制度

長年の調査活動等を功績として国や県から表彰される制度があります。

### <主な表彰の種類>

- (1) 静岡県統計協会功労者表彰（5年以上かつ20回程度従事）
- (2) 静岡県統計功労知事褒章（（1）受賞かつ60回程度従事）
- (3) 静岡県統計功労表彰（（1）受賞かつ80回程度従事）
- (4) 各省大臣表彰（総務、農林水産、経済産業などの調査10年以上等）
- (5) 褒章（総務大臣賞を受賞していること等）
- (6) 叙勲（各省ごと要件有り。30年以上従事など）

※ 統計の表彰制度は、予告なく変更されることがあります。

※（ ）は、受賞者の傾向から分析したおおむねの数値です。

## 7 統計調査員の研修

統計調査に必要な実務知識の習熟を目的とした集合研修を受ける事ができます。該当する方に御案内します。

※ただし、一部の研修は静岡市で受講者を選考しますので御了承下さい。

また、はじめて調査員になっていただく方が、統計調査の仕組みや調査員の役割、仕事の内容について正しく知識を身に付けていただくことを目的として研修動画を御用意しました。活動前にぜひ御覧ください。

➤URL：<https://youtu.be/-90iXqzmiFI>



## 8 統計調査員が関わる統計調査

※年によって実施する調査が異なります。

**主な統計調査**※令和6年3月現在（国の行政改革などで変更されることがあります）

統計分野	統計調査名	周期	対象・内容・次回実施予定
人口・世帯	<p>国勢調査</p> 	5年	<p>わが国に住んでいる（居所とする）人、全てが対象。</p> <p>人口や世帯の実態を明らかにする最も基本的な調査。</p> <p><u>次回：令和7年10月</u></p>
住宅・土地	<p>住宅・土地統計調査</p> 	5年	<p>世帯等が対象。</p> <p>わが国の住宅と世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、現状と推移を明らかにする調査。</p> <p><u>次回：令和10年10月</u></p>
家計	<p>全国家計構造調査</p> 	5年	<p>世帯が対象。</p> <p>家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査。</p> <p><u>次回：令和6年9月～11月</u></p>
労働	<p>就業構造基本調査</p> 	5年	<p>15歳以上の世帯員が対象。</p> <p>就業及び不就業の実態をより詳細に把握する調査。</p> <p><u>次回：令和9年</u></p>
企業・経済	<p>経済センサスー活動調査</p> 	5年	<p>全事業所が対象。</p> <p>基礎調査を基にして、企業及び事業所の経済活動状態（経理項目等）を明らかにする調査。</p> <p><u>次回：令和8年</u></p>

## 9 従事希望調査

◆登録調査員には年1回、次年度の統計調査の従事希望を確認するために、『次年度に実施される統計調査の説明書類』と『従事希望調査はがき』を送ります。

※新規登録者は、登録時に従事意向を確認します。

◆送付時期は、統計調査実施時期にあわせるため不定期です。

◆『従事希望調査はがき』に従事を希望する統計調査を記入し、市に返送してください。統計調査実施日の1～2か月前に、『従事希望調査はがき』の内容を元に市で登録調査員を選定し、電話で意向確認をしますので、そこで承諾していただければ従事が決定します。

◆従事が決定すると、『説明会出席の依頼文』が郵送されます。時期は説明会の1か月前頃、従事決定者のみ郵送です。

※選考は、県の示す人数・調査地域数・お住まい等を考慮しております。希望通り従事できない場合がありますので、あらかじめ御了承下さい。

## 10 様式集

様式	掲載ページ	様式の名称	手続きの説明
1	11、12	統計調査員登録申込書	統計調査員登録時に提出 (A4判・1枚 両面)
2	13	統計調査員登録変更申出書	住所、氏名等の変更時に提出 (A4判・1枚 片面)
3	14	統計調査員登録抹消申出書	統計調査員登録の抹消時に提出 (A4判・1枚 片面)
4	15	統計調査員登録(変更・抹消)完了通知	統計調査員登録完了後、市から郵送 (A4判・1枚 片面)



氏名、住所等の変更時には、『変更届』(13 ページ)を提出願います。

統計調査員には、研修案内や統計調査への従事意向のお知らせを郵便、電話、メール等で連絡しているためです。  
※宛先不明等で郵便が届かず、電話等連絡もできないときには、登録を抹消させていただくことがあります。

## 静岡市統計調査員登録申込書

私は、静岡市統計調査員の登録を希望しますので、静岡市長あてに申し込みます。  
 なお、私が、欠格事項に該当したときには、静岡市長あてに速やかに届け出ます。

フリガナ			生年月日	昭・平	年	月	日
氏名			性別	男・女 その他	年齢	歳	
自宅住所	〒 ー ー 静岡市 区 (方書：マンション名等)						
自宅電話	054 ー ー						
携帯電話	ー ー		メール				
登録事由 (1つだけ○)	1	統計調査員又は経験者からの推薦	2	県・市区職員からの推薦			
	3	自治会・町内会の推薦	4	広報・ホームページを見て			
	5	統計調査員経験者	6	元公務員			
	7	その他 ( )					
職業 (1つだけ○)	1	農林漁業	2	卸売・小売業、サービス業、製造業 (自営)			
	3	公務員 (非常勤・臨時含む)	4	会社員 (給与生活者)			
	5	パート、アルバイト	6	無職・その他 ( )			
交通手段 (当てはまる すべてに○)	1	徒歩	2	自転車			
	3	原付・バイク	4	自動車			
小学校区							
希望地区 (当てはまる ひとつに○)	1	居住地周辺 (小学校区の近辺)					
	2	居住地以外					
	3	どこでもよい (山間地を含め)					



## 静岡市統計調査員登録変更申出書

私は、静岡市統計調査員の登録の変更をしますので、静岡市長あてに申し出ます。

フリガナ			生年月日	昭・平	年	月	日
氏名	(姓変更は旧姓： )		性別	男・女 その他	年齢	歳	
自宅住所	〒 - 静岡市 区 (方書：マンション名等)						
自宅電話	054 - -						
携帯電話	- -		メール				
職業 (1つだけ○)	1	農林漁業	2	卸売・小売業、サービス業、製造業(自営)			
	3	公務員(非常勤・臨時含む)	4	会社員(給与生活者)			
	5	パート、アルバイト	6	無職・その他( )			
交通手段 (当てはまる すべてに○)	1	徒歩	2	自転車			
	3	原付・バイク	4	自動車			
小学校区							
静岡市使用欄	受付印 押印		システム入力		変更完了		
			令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	受領者( )		入力者( ) 確認者( )		発送者( ) 調査員番号( )		

## 静岡市統計調査員登録抹消申出書

私は、静岡市統計調査員の登録抹消をしますので、静岡市長あてに申し出ます。

フリガナ		生年月日	昭・平	年	月	日
氏名		性別	男・女 その他	年齢		歳
自宅住所	〒 - (方書：マンション名等)					
自宅電話	054- -	携帯電話	-	-		
抹消事由 (1つだけ○)	1	一身上の都合（転出、他へ就職、健康不良、介護、子育てなど）				
	2	統計調査員本人の死亡（死亡年月日： 年 月 日）				
	3	その他（ ）				
<b>統計調査員の死亡などで統計調査員本人に代わって代理人が届け出る場合は、 下の代理人欄にも記入してください。</b>						
フリガナ		生年月日	昭・平	年	月	日
代理人氏名		本人との 続柄関係				
自宅住所	〒 - (方書：マンション名等)					
自宅電話	054- -	携帯電話	-	-		
静岡市使用欄	受付印押印	システム入力		抹消完了		
	受領者（ ）	令和 年 月 日 入力者（ ） 確認者（ ）	令和 年 月 日 発送者（ ） 調査員番号（ ）			

## 静岡市統計調査員登録（変更・抹消）

## 完了通知

年 月 日付けで御提出くださいましたお申込み又はお申し出について、下記のとおり完了しましたので、お知らせします。

なお、氏名や住所等を変更したいときは登録変更申出書、又は登録を抹消したいときは登録抹消申出書を静岡市長あてに提出してください。

## 記

## 1 静岡市統計調査員登録者名

\_\_\_\_\_

## 2 手続きの内容（○印がついています。）

	統計調査員への新規登録
	統計調査員の登録情報の変更
	統計調査員の登録抹消

## 3 手続きが完了した日

年 月 日
-------

## 4 留意事項

次のいずれかに当てはまる方は、統計調査員として従事できませんので、統計担当へ御連絡ください。なお、静岡市の職員の方（会計年度任用職員の方を含む。）は、御相談ください。

- (1) 選挙に直接関係のある方
- (2) 警察官に直接関係のある方
- (3) 暴力団員その他の反社会的勢力に関係する方

※税務に直接関係のある人（徴収職員、徴税吏員）は、一部従事できない統計調査があります。